

文部科学省選定 2002年教育映像祭優秀作品賞

ドメスティック・バイオレンス (DV) とはいっていい何なのか、そして配偶者など身近なパートナーから暴力などの被害から逃れるためにはどうしたらいいのか。

2001年(平成13年)10月に施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」をもとにDV被害者に自立支援のための様々な試みを伝える。男女平等普及促進ビデオ。

本作に続いてシリーズ第2作『ドメスティック・バイオレンス2 よりよい援助のために』(2004年 30分)を制作。さらに『配偶者からの暴力の根絶をめざして 配偶者暴力防止法のしくみ』(2009年 29分 企画:内閣府男女共同参画局)、『研修用DVD 配偶者暴力被害者の支援のために』(2013年 30分 企画:東京都生活文化局、東京ウィメンズプラザ)を桜映画社で制作した。



ドメスティック・バイオレンス (DV) には身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などが含まれる。

暴力の原因を突き詰めていくと、多くが社会的に強い立場にあるものから弱い立場にあるものへの暴力であることがわかる。警視庁の統計では、配偶者間の犯罪のうち、その9割以上が女性への暴力だ。ドメスティック・バイオレンス防止法では、被害者の申し立てによって、裁判所が認めた場合、加害者に対し、被害者の周辺への6ヵ月間の接近禁止命令と2週間の住まいからの退去命令という「保護命令」が発令されることになった。また、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための「配偶者暴力相談支援センター」が設置され、ここでは相談と一時保護、自立支援などを行う。

東京都では、東京ウィメンズプラザと女性相談センターとが協力して「配偶者暴力相談支援センター」としての役割を受け持ち、区市町村、警察、病院、シェルターなどと連携して活動を展開している。他の道府県においても、ドメスティック・バイオレンス防止法に基づいて、「配偶者暴力相談支援センター」が設置されている。

記録
ビデオ
カラー/38分

■企画
東京ウィメンズプラザ
■監修
林 陽子(弁護士)

スタッフ
■製作
福間順子
■脚本・演出
秀高賢治
■演出助手
吉村礼子
■撮影
岩田まき子
■撮影助手
新藤多門
■VE
今野聖輝
■照明
芝テック
■選曲
徳永由紀子
■編集・録音
アオイスタジオ
■解説
中里雅子